



# 答 申 書

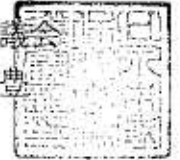
五 泉 市 国 民 健 康 保 險 運 営 協 議 会



五運協第 6 号  
平成26年10月30日

五泉市長  
伊藤勝美様

五泉市国民健康保険運営協議会  
会長 相田 豊



五泉市国民健康保険税率の考え方について（答申）

平成26年10月9日付け五市第337号により諮問のありました下記事項につき、当協議会において平成26年10月9日から10月30日まで2回にわたり慎重な審議を行いました。その結果について別添のとおり答申いたします。

記

1. 保険税率の改定を含む収支均衡策について
2. 実施時期

## 五泉市国民健康保険税率の考え方について

### 1. はじめに

五泉市国民健康保険運営協議会は、平成26年10月9日に市長から諮問を受けた五泉市国民健康保険税率の考え方について、2回の会議を開催し慎重な審議を行った。

### 2. 審議結果

#### (1) 保険税率の改定を含む収支均衡策について

- 五泉市の国民健康保険特別会計は、医療費の増嵩傾向などから、平成27・28年度の各年度において、約3千万円の収支不足となることが見込まれる。  
国民健康保険財政の健全な運営を確保するためには、本来的には保険税率改定によって収支均衡を図るべきであるが、直近の保険税率改定においては、国保加入者の生活状況や低所得者層への影響を配慮し、前回改定率程度とし、生じる不足額については五泉市国民健康保険が五泉市民全体で支えなければならない制度であることから一般会計からの法定外の繰入措置を行った。
- 今回については、
  - ・直近2回の国保税率見直しで、結果として税率を上げていること。
  - ・平成26年4月から消費税が5%から8%へ増税されたこと、平成27年10月からは8%から10%への増税が法的に予定されていること。
  - ・平成25年度決算が一般会計からの法定外の繰入を行わずとも黒字であり、平成26年度決算見込においても一般会計からの法定外の繰入で執行残が見込まれること。
  - ・法定外繰入を見込まず平成27・28年度で見込まれる収支不足見込（各年度約1億6千万円）が前回（各年度約3億円）を下回っていること。
  - ・平成29年度から財政運営の都道府県単位化することに向け国と地方の協議が行われている状況であり、新制度移行による保険税率の水準が不透明であり、移行までの間は可能な限り据置が望ましいこと。などの状況を考慮し、国保税率の改定を行わないで、一般会計からの法定外の繰入により対応することが妥当と考える。
- 収支不足が生ずる場合、原則は国保税で賄うべきであり、一般会計からの法定外繰入は慎重を期すべきであるという認識は、今後とも当協議会として堅持する。
- 歳出の抑制、歳入の確保策が収支均衡に資することから、特定健康診査など加入者の健康づくり、ジェネリック医薬品の普及促進、保険税収入の確保について引き続き保険者として一層の努力を払うことを望む。

(2) 実施時期について

- 保険税率の改定は、今回については行わないことが適当と考える。なお、国の制度改正が行われる場合には、保険税の賦課限度額の引上げについて、国の実施時期と同様に行うことが妥当である。
- 一般会計からの法定外の繰入については、現在予算措置している被保険者1人当たり1万円を平成27年4月1日から増額することが適当と考える。

3. 附帯意見

なお、附帯意見として以下の2点を加える。

- ① 国保財政の状況及び一般会計繰入の背景や必要性について、加入者及び市民に対して説明を十分に行うこと。
- ② 国保財政基盤の安定化を図るため、国・県に強く働きかけること。